

平成28年6月23日

放送受信料にかかる強制執行の申し立てについて

NHKは本日、21都道府県の31人について、放送受信料の回収のため、強制執行の申立書をその所在地を管轄する地方裁判所に発送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる裁判所の手続きが確定しているにもかかわらず、依然としてお支払いをいただいております。5月19日までに強制執行の実施を予告したうえでお支払いをお願いしても、なお応じていただけなかったため、やむを得ず本日の申し立てに至りました。

今後は、裁判所の強制執行手続きにより、放送受信料の収納を図っていきます。

【申し立ての概要】

対象者 21都道府県31人

(北海道2、青森県1、山形県1、栃木県1、埼玉県2、千葉県1、東京都3、神奈川県5、新潟県1、石川県1、長野県1、静岡県1、愛知県1、三重県1、京都府1、大阪府2、奈良県1、岡山県2、福岡県1、佐賀県1、宮崎県1)
数字は人数

※ 予告は平成28年5月19日までに実施済み